

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2021年3月期以降の年度決算における改正事項

2021年3月期以降の法人税申告において、留意すべき主な改正事項はつぎのとおりです。

オープンイノベーション促進税制の創設

制度の概要	青色申告法人が、一定のベンチャー企業に対して出資（特定株式を取得）する場合、その出資額の25%相当額を損金算入することが可能。
一定のベンチャー企業	<ul style="list-style-type: none"> 未上場、未登録である設立後10年未満の株式会社で既に事業を開始している法人 出資する法人とオープンイノベーション（経産省事前相談）を行っている（または予定）など
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月1日から2022年3月31日までの間に特定株式を取得していること 特定株式を取得した事業年度末まで保有し、5年以上保有する予定であること 特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理すること (1億円出資の場合 経理例：特別勘定繰入額 2,500万円／特別勘定 2,500万円)
特定株式の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 出資額が1億円（中小企業者による出資の場合は1,000万円）以上であること 資本金の増加を伴う払込みにより交付されるものであること
特別勘定の取崩し	特定株式を売却するなど、特別勘定の取崩し事由に該当した場合は、その事由に応じた金額を取り崩して益金算入（取得から5年を経過した場合を除く）。

少額減価償却資産特例の延長と見直し（中小企業者等の特例）

対象資産	(延長) 2022年3月31日までに取得した30万円未満の減価償却資産
償却額	年間300万円を限度に、取得価額に相当する金額を損金算入することが可能
対象外となる中小企業者等	<ul style="list-style-type: none"> 連結納税制度の適用法人 常時使用する従業員の数が500人超の法人（改正前1,000人超）

租税特別措置法の適用制限（大企業のみ）

特定税額控除の制限強化 (研究開発税制、地域未来投資促進税制、IoT税制、5G導入促進税制)	<ul style="list-style-type: none"> ①当期の継続雇用者給与等支給額 > 前期の継続雇用者給与等支給額 ②当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額 × 30% (改正前10%) →①②のいずれにも該当しない場合、左記税額控除の適用不可 (ただし、当期所得金額 ≤ 前期所得金額 の場合は適用可)
---	--

新型コロナ税法による欠損金の繰戻し還付特例

対象欠損金	2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金
対象法人	中小企業者等に加え、資本金の額が1億円超10億円以下の法人を追加（青色申告法人）
留意点	大規模法人（資本金の額が10億円超の法人など）の100%子会社や100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は適用不可。
手続き	欠損金が生じた事業年度の申告期限までに、確定申告書と還付請求書を同時に提出

お見逃しなく！

法人税の申告期限を延長している法人は、届出書の提出を要件として、消費税の確定申告書の提出期限を1カ月延長できるようになりました。延長した場合には、延長期間に対応する利子税が発生します。